

建設工事関連業務委託における前金払制度の導入について

このことについて、下記のとおり前金払制度を導入しますので通知します。
また、本制度導入にあたり沼津市業務委託約款を改正しましたので、併せてお知らせします。

記

1 導入の理由

沼津市が発注する設計・測量・調査の業務委託の円滑な執行とコンサルタント事業経営の安定化のため、建設工事の場合と同様に、業務委託にも前払金制度を導入する。

2 制度の概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 対象業務 | 設計・測量・調査に関する業務委託で請負金額
300万円以上の契約 |
| (2) 前払金 | 委託料の3/10以内の額 |
| (3) 必要書類 | 前払金保証事業会社の保証書 |

3 施行日 平成20年1月4日